

# 京丹後市暴力団等排除措置要綱の制定について (平成23年4月1日施行)

平成23年5月

京丹後市 財務部 入札契約課  
(TEL0772-69-0170)

平成23年4月1日、あらゆる契約から暴力団及び暴力団員（以下「暴力団等」という。）の排除を目的として、京都府京丹後警察署との相互協力体制を確立し、連携の強化を図るために、「京丹後市が行う契約等からの暴力団等の排除に関する合意書」を締結しました。

また、同日から「京丹後市暴力団等排除措置要綱」を施行し、本市が締結する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等の調達契約並びに財産の買入れ等の契約、公有財産処分等の契約及び行政財産の使用からの暴力団等排除を推進しています。

## 京丹後市暴力団等排除措置要綱の概要

- 1 あらゆる調達契約等からの暴力団等排除
- 2 暴力団等排除措置要件の明記
- 3 不当要求に対する報告・届出の指導
- 4 契約解除の強化
- 5 排除措置該当業者への下請負等の禁止
- 6 排除措置の対象者の情報を公表
- 7 警察との連携強化

### 1 あらゆる調達契約等からの暴力団等排除

本市が締結する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供等の調達契約並びに財産の買入れ等の契約、公有財産処分等の契約及び行政財産の使用から暴力団等を排除します。

### 2 暴力団等排除措置要件の明記

- ① 有資格者等及びその役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が有資格者等の経営に事実上参加していると認められるとき。

- ② 有資格者等及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的として暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。
- ③ 有資格者等及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- ④ 有資格者等及びその役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 有資格者等及びその役員等が、下請契約、資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約の締結に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記①から④に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- ⑥ 有資格者等が要綱第4条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度の勧告を受けたとき。

### 3 不当要求に対する報告・届出の指導

本市が発注する建設工事等に関して、契約の相手方（受注者）が不当介入等を受けた場合には、本市への報告をもとめるとともに、警察への届出を行うよう指導します。また、下請負人等が同様の要求等を受けた場合にも、当該下請負人等に対し、本市への報告と警察への届出を行うよう、受注者に指導を求めます。

### 4 契約解除の強化

契約等の相手方が排除措置を受けた場合には、契約を解除し、また、違約金を徴収することができるように契約約款を改正しました。

### 5 排除措置該当業者への下請負等の禁止

排除措置を受けた者及び警察署長から排除措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を市の契約に係る下請負人（一次及び二次下請以降のすべての下請人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方となる者を含む。）又は受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）とすることを禁止します。また、当該業者を下請負人等としていた場合は、契約の相手方に対して、下請契約の解除を求めます。

### 6 排除措置の対象者の情報を公表

排除措置を受けた者の情報を、本市ホームページにより公表します。

### 7 警察との連携強化

京都府京丹後警察署と連携し、暴力団等排除対策を徹底します。